

## 令和4年度福島県試験検査精度管理実施要項

1 実施期間 令和4年7月25日（月）～令和4年8月26日（金）

### 2 実施項目および試験方法

#### (1) 理化学検査（Ⅰ）

[実施項目] マンガン、銅

[試験方法] 平成15年厚生労働省告示第261号、上水試験方法（2020年版）又は工場排水試験方法（JIS K 0102）に定める試験方法

[試料] マンガン及び銅を含む模擬試料A及びBの2検体

（試料Aは水質基準、試料Bは排水基準を元に試料濃度を設定する）

#### (2) 理化学検査（Ⅱ）

[実施項目] シアン化物イオン及び塩化シアン

[試験方法] 平成15年厚生労働省告示第261号別表第12に定める方法

[試料] シアン化物イオン及び塩化シアンを含むC及びDの模擬試料2検体

#### (3) 食品化学検査

[実施項目] 発色剤（亜硝酸根）の定量

[試験方法] 「食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（平成5年3月17日付け衛乳第54号）に示す試験法、「食品衛生検査指針 食品添加物編（社団法人日本食品衛生協会\*）」、「衛生試験法・注解（日本薬学会編）」、「食品中の食品添加物分析法（社団法人日本食品衛生協会\*）」又は各検査機関のGLPに対応した試験方法

※現在の公益社団法人日本食品衛生協会

[試料] 市販の同一ロットの食肉製品

#### (4) 細菌検査（Ⅰ）

[実施項目] 細菌数（一般細菌）測定

[試験方法] 食品を検査している検査機関は、食品衛生法「食品、添加物等の規格基準」に定める氷雪の細菌数の試験方法とし、水道水等を検査している検査機関は、上水試験方法2020年版に定める一般細菌の試験方法とする。  
なお、検査は枯草菌芽胞液を3回測定する。

[試料] 生菌数測定内部精度管理用枯草菌芽胞液

#### (5) 細菌検査（Ⅱ）

[実施項目] 黄色ブドウ球菌

[試験方法] 食肉製品の黄色ブドウ球菌の検査法である、「食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について（平成5年3月17日衛乳第54号）」（最終改正：平成27年7月29日食安発0729第4号）別紙1の別添2黄色ブドウ球菌試験法又は各検査機関のGLPに対応した方法。ただし、菌数測定は行わない。

[試料] 模擬食材（マッシュポテト）

### 3 その他

(1) 報告書様式等は検体配布時に送付する。

(2) 測定結果等については、各実施項目ごとの報告記入方法等による。

(3) 報告書提出期限は令和4年8月26日（金）とし、提出先は福島県衛生研究所とする。

〒960-8560 福島市方木田字水戸内16-6 TEL024-546-2837)